

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。

妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。

（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）

- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める出産被保険者の所得割額と被保険者均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）
- ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

届出先

男鹿市総務企画部 税務課課税班 TEL 0185-24-9134